

空知の民有林 2019



北海道空知総合振興局
産業振興部 林務課
(平成31年3月現在)

I 管内の概況

空知総合振興局管内(以下、管内)は、北海道の中央部よりやや西方に位置し、石狩川本流および同水系の支流域に渡っており、土地総面積 57万9,159 haで、全道の約7%を占め、三重県に匹敵する広さとなっています。

管内の市町は10市14町からなり、人口は平成28年12月末現在30万4,584人で全道の約6%に当たりますが、年々減少しています。

管内の開発は、明治初期の幌内(現三笠市)の炭坑開発に始まり、樺戸集治監の開庁(月形町)や、屯田兵の入植など順次開拓されてきました。明治17年には水稲が試験栽培され、冷涼な気候とたたかひながら、今日の空知農業に発展してきました。

地質は、芦別・三笠・美唄・夕張などの東部山岳地帯の第三紀層からなっており、平野地帯は広大な沖積層で地味肥沃ですが、一部に泥炭および過湿重粘土地帯が介在しています。西部の樺戸山系は、主として泥岩でその間に珪質頁岩や砂岩を含み、急峻な稜線と深い渓谷を形成しています。

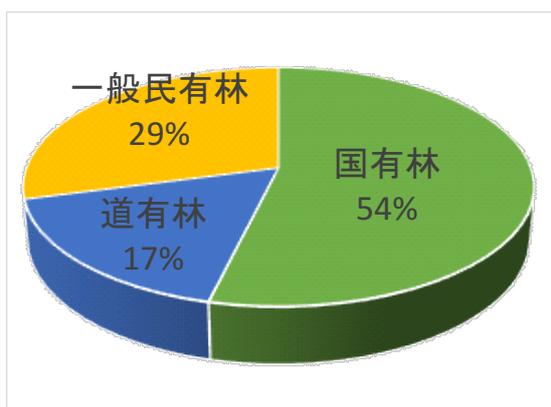
気候は、南北に長い内陸地帯であることから南部と北部、平野部と山間部で大きく異なりますが、概して気温は高く、6月から9月までは概ね平均気温15℃以上の水稲生育適温期に属するなど、農業地帯としては比較的恵まれた気象条件となっています。また、積雪は北部や山間部で3m近く、平野部でも1mを超え15市町が特別豪雪地帯の指定を受けています。

II 森林の現状

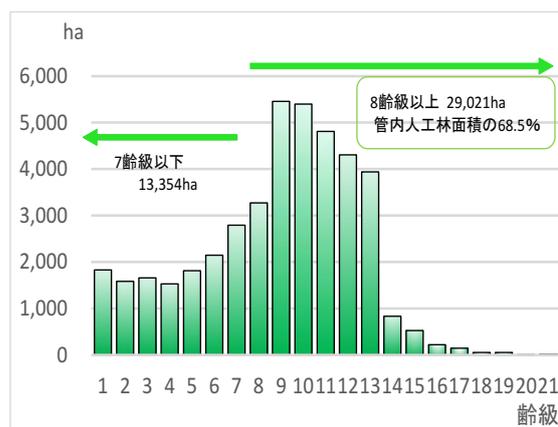
管内の森林面積は、37万2,054haで管内土地総面積の約64%を占め、全道の森林面積の約7%に当たります。所管別内訳は、国有林が20万117haで54%、道有林が6万3,502haで17%、一般民有林が10万8,435haで29%となっております。

また、森林蓄積は5千440万m³で、全道の7%にあたり、国有林が2千926万m³で53%、道有林が813万m³で15%、一般民有林が1千701万m³で33%となっています。ha当たりの蓄積は約146m³で、全道の145m³とほぼ同様となっています。

管内の民有林(道有林、一般民有林を含む。)の特徴としては、人工林面積のうち8齢級以上の高齢林が約7割を占め、全道平均の約6割を大きく上回っており、人工林資源が利用期を迎えています。



【管内の所管別森林面積の割合】



【管内の齢級別人工林面積】

3 木材産業

道内の木材産業を取り巻く環境は、戦後植林した人工林が利用期を迎えている一方で、輸入材の増加や住宅需要の低迷により道産建築材の出荷が減少するなど、厳しい状況が続いています。

このような中、道では加工流通体制の整備、建築分野での新たな需要の創出や木質バイオマスのエネルギー利用等により地域で生産された木材・木製品の利用拡大に取り組んでいます。

管内でも原木を安定的に供給するための高性能林業機械等の導入、地域材（カラマツ）を使用した町民プールの建設や、大規模な木質バイオマス発電施設にチップを供給するための工場の整備等が実施されています。

①素材生産量

平成30年度の素材生産量（カラマツ・トドマツ）は、約19万2千m³で、所管別の割合は、国有林52.1%、道有林7.6%、一般民有林40.3%となっています。

②原木消費量

製材工場における平成30年度の原木消費量は、1万9,920m³（針葉樹1万9,873m³、広葉樹47m³）で、その内輸入材消費量は、282m³（おおよそ2%）となっています。

チップ工場における平成30年度の原木消費量は、6万1,723m³（針葉樹2万2,573m³、広葉樹3万9,150m³）です。

③木材加工製品生産量・工場数

平成30年度の木材加工製品生産量及び工場数は、製材9,536m³（4工場）、チップ6万1,723m³（9工場）、合単板1万699m²（4工場）などとなっています。



【南幌町町民プール】

構造：木造平屋建、延床面積：978.78m²



使用樹種：カラマツ、木材使用量：195.28m³



【バイオマスチップセンター（新十津川町）】



4 特用林産

管内の特用林産物は、生しいたけ、たもぎたけ等のきのこ類を主体に生産されています。

平成30年のきのこ類の生産量は、1,932tで全道生産量 2万260tの9.5%を占めています。

特に、生しいたけの生産量は1,581t で全道生産量 7,640t の20.7%を占めており、その内、菌床による生産が1,546tで全道生産量の98%を占めています。

また、しいたけの原木栽培は、生産規模が零細なうえ、原木確保難など厳しい状況となっている中、由仁町の原木しいたけ生産組合（「いちろう会」）では、統一品質での共同出荷によりブランド化に取り組んでいます。



【菌床によるしいたけ栽培】



【原木によるしいたけ栽培】

5 森林整備事業

管内の一般民有林における人工造林は、カラマツなどが戦後積極的に推進され、平成27年末の人工林面積が4万2,375haに達しました。

人工造林を推進する取組みとして平成13年度から「21世紀北の森づくり推進事業」、平成23年度からは「未来につなぐ森づくり推進事業」により市町と連携して実施し、公益的機能の発揮に配慮した伐採を促すとともに、伐採後確実な植林等に支援し、森林資源の循環利用を進めています。

人工林の間伐は、森林吸収源対策の推進や森林資源の有効活用の観点から欠かせない施業であるため、平成23年度の「森林管理・環境保全直接支払制度」の導入以降、意欲と実行力を有し集約化により持続的な森林経営に取り組む者を直接支援する仕組みを進めているほか、「合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業」や「林業・木材産業成長産業化対策交付金事業」といった非公共事業を活用して搬出間伐を進めており、平成29年度の搬出間伐の実績は約670haとなっています。

今後も面的にまとまって計画的に行う搬出間伐等の森林施業と、これと一体となった路網整備を積極的に取り組んでいく必要があります。



【間伐後のカラマツ人工林】



【グイマツ雑種F1植栽地】

6 森林計画制度

市町村森林整備計画は、市町村が森林関連施策の方向や森林所有者等が行う伐採や造林の施業内容、森林の保護、路網整備の方向性等を、地域住民や森林所有者に対して示す「地域の森林のマスタープラン」です。

市町村森林整備計画では、造林・間伐などの森林整備や伐採、森林の保護などに関するルールを定めています。

森林経営計画は、森林所有者や森林所有者から森林経営の委託を受けた者が作成し、市町村等が認定する、森林施業の長期方針や伐採、造林、作業道の開設等に関する5年間の計画です。集約化を前提に面的な纏まりをもって、森林の保護に関する事項も含めて作成する計画であり、効率的な森林施業を行い持続的な森林経営を実現することが重要となっています。

そのほか、「森林の土地の所有者届出制度」では個人・法人を問わず、売買や相続、贈与、法人の合併等により森林の土地を新たに取得した方を届出対象者として森林の土地所有者の把握を進めています。

7 森林保護

森林病虫獣害にはさまざまなものがありますが、管内で近年発生している主なものとしては、野ねずみやカラマツハラアカハバチによる被害があげられます。

野ねずみ被害の対策としては、関係機関が予察調査を行って生息状況を把握するとともに、薬剤の散布を行っており、発生と被害の拡大防止に努めています。

また、カラマツハラアカハバチ被害については近年増加傾向にあり、カラマツヤツバキクイムシ等の二次被害防止のため関係機関との情報交換を密にするよう努めております。

近年はエゾシカによる森林被害が顕在化しつつあり、平成29年度では被害区域1,107ha（被害実面積87ha）となっており、食害に強い樹種の植栽や、植栽木に保護チューブを取り付けるなどの対策を行っています。

8 苗木の生産

管内での苗木生産は、種苗業者と森林組合で養成されており、カラマツやトドマツ・アカエゾマツなどの苗木が生産されています。

また、空気中の二酸化炭素を吸収する炭素固定能力が高く、地球温暖化防止に期待される優良な林業苗木「クリーンラーチ」の採種園を整備する取り組みが管内4つの森林組合で行われています。

現在のクリーンラーチの生産は、種子採取量がわずかな状況や育成に技術を要するさし木による生産が主体となっていることで増産が困難な状況であったため、その課題解決に向け、道で優れた種子を安定的に生産するために「北海道採種園整備方針」を策定し、管内に限らずクリーンラーチの採種園を整備するための取り組みが進められています。



【採種園整備のために行われたつぎ木】

9 治山事業

治山事業は、保安林制度と一体になって、森林整備や森林を維持するために必要な施設整備（植栽による森林造成、機能低位な森林の林相改良・溪流浸食の進行による森林の崩壊を防止するための治山ダムの設置・山腹崩壊の危険性のある箇所等の地盤の安定を図るための土留等の設置）を実施し、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全等、森林の有する公益的機能の維持増進により、安全で住み良い暮らしの実現に寄与しています。

管内は、年降水量が1,155～1,643mm、積雪量も121～231cmと多く、石狩川に流入する各小流域の延長も長く、地形も急峻であり地質が脆弱なため、過去に幾度も大雨災害に見舞われてきました。

こうした状況から治山事業は昭和23年に始まり、山地災害等の発生から道民の生命・財産を守ることに加え水源のかん養、自然環境・地球環境の保全形成等の機能を最大限に発揮させることを基本理念として策定された森林整備保全計画の着実な達成を図るとともに、地球温暖化防止森林吸収源対策等に努めています。



【復旧治山事業（美唄市）】



【予防治山事業（新十津川町）】



【奥地保安林保全緊急対策工事（沼田町）】



【地すべり防止事業（新十津川町）】

10 保安林

森林は木材等の林産物を供給する働きのほかに、水資源のかん養、国土の保全、生活環境の保全などの公益的機能を持っています。

森林法では、公益的機能を発揮させる必要のある森林をその目的に応じて、17種類の保安林に指定し、適切な施業によって保全機能を確保しています。

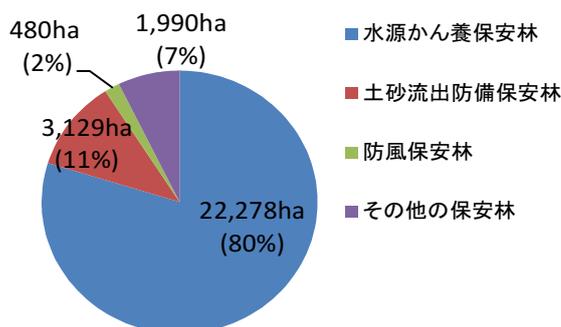
管内の保安林は、国有林・道有林・一般民有林を合わせて約28万ha（兼種保安林の重複面積を除く）が指定されており、全道の保安林面積約377万4千haのうち約7.4%となっています。

種類別では、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林がほとんどを占めていますが、南空知地域の水田地帯には幹線防風林として防風保安林が配置されています。

所有形態別で見ると国有林が約68%、民有林が約32%で国有林の占める割合が高くなっています。



【防風保安林（美瑛市）】



【一般民有保安林における保安林種ごとの面積とその割合】

※兼種保安林の重複面積を含む

※平成31年3月末現在（空知総合振興局調べ）

11 林地開発

森林の無秩序な開発による森林の荒廃は、災害を発生させ、国民の生命、財産に危害を及ぼす恐れがあることから、林地の適正な利用を確保して森林が持つ公益的機能を維持するため、昭和49年に林地開発許可制度が創設されました。

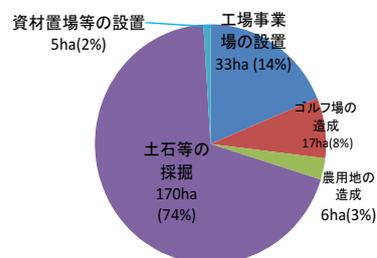
この制度では、1haを超える森林を開発する場合、知事の許可を受けなければなりません。

許可の基準として、開発行為により災害や水害が発生しないこと、森林が持っている水源をかん養する働きや開発地周辺の環境に著しい影響を与えないことなどが定められています。

管内の許可状況は、平成31年3月末現在、件数22件、面積230haとなっています。

開発の目的別では、土石等の採掘が平成31年3月末現在、11件・170haと大半を占め、そのうち管内の特徴となっている石炭の露天採掘が7件で135haとなっています。

なお、林地開発許可事務は市や町に対して権限の移譲を進めている事務であり、深川市が平成24年1月から林地開発許可事務の権限移譲を受けています。



【開発目的ごとの面積とその割合】

平成31年3月末現在（空知総合振興局調べ）



【石炭の露天採掘（芦別市）】